

南城市教育委員会

第二回 南城市学校教育審議会

令和4年 9月 15日 / 午後 7時 30分 ～ / 南城市役所 保健センター

参加者

- ① 田山 宗則 (審議会委員副会長：大里南小学校 校長)
- ② 内間 晃 (審議会委員：大里南小学校 教頭)
- ③ 嶺井 靖 (審議会委員：PTA会長)
- ④ 新垣 千秋 (審議会委員：PTA副会長)
- ⑤ 當間 恒男 (審議会委員：大里地区 区長会長)
- ⑥ 城間 理恵子 (審議会委員：大里地区 民生委員)
- ⑦ 新垣 盛広 (審議会委員会長：有識者)
- ⑧ 具志堅 兼栄 (事務局：教育長)
- ⑨ 宮城 光也 (事務局：教育部長)
- ⑩ 與儀 毅 (事務局：教育部参事)
- ⑪ 嶺井 利宣 (事務局：教育指導課長)
- ⑫ 親川 健治 (事務局：教育施設課長)
- ⑬ 津波古 一樹 (事務局：教育施設課)
- ⑭ 新垣 健太 (事務局：教育指導課)
- ⑮ 高良 和明 (事務局：教育指導課)

事務局からの報告

- (1) 4地区（平良、大里団地、当間、銭又）児童数について
- (2) 分離新設及び校舎増築についての補足

議題

- (1) 大里南小学校過密解消案の審議
- (2) 大里南小学校過密解消答申書骨子（案）について

議事録（質疑メモ）

(1) 大里南小学校過密解消案の審議

会長：校舎増築により渡り廊下で結ぶとなった場合、1階から移動することができますか？

事務局（教育施設課）：増築箇所の案として北門を入れて右側と左側の2か所ありますが、どちらも車が通る場所となっておりますので、1階の渡り廊下については、今後調整が必要となります。2階3階についても建物の形状を含めて渡り廊下にできるか検討が必要で、現状では渡り廊下に出来るか設計の部分で調整が必要となります。出来る限り繋げて最短距離で校舎へ移動できるよう検討いたしますが増築案となった場合は事業者と協議し設計を進めていきたいと考えております。

会長：校舎増築の場合、渡り廊下にならない可能性もありますか？

事務局（教育施設課）：場所の選定と構造的な問題も確認してからとなりますが、設計に入った場合は、出来る限り渡り廊下を作って進めてほしいと要望を出します。

城間委員：校舎増築が可能な箇所は2か所となっておりますが、どちらになるか決まっていない状況でしょうか？

事務局（教育施設課）：増築箇所の案として北門から入って右側と左側の2か所が案として出ております。

新垣委員：小学校の北門を入れて右側に校舎を増築した場合、渡り廊下は2階しかできないのでしょうか？

事務局（教育施設課）：増築場所によっては車の通りがあることから、渡り廊下を作ることができない場合もございます。

城間委員：指定校区変更案については、大里南の4地区以外、大里南小学校校区全体から大里北小学校への通学を希望することは可能ですか？

事務局（教育指導課長）：子ども達が安全に登下校できる範囲として、現在は4地区のみと考えております。4地区以外から指定校変更する場合、引越しや祖父母の自宅が近くにあるなどの事情があれば指定校変更は可能です。

会長：大里南小学校区の方々が北に行かせたいとなると、全員行かせられると考えておりましたが引越しや祖父母の自宅が近くにあるなど大里北小学校へ通学させるのに制限がある状況でしょうか？

事務局（教育指導課長）：現在は、放課後の帰宅時の安全面を優先しており祖父母の自宅があるなど、保護者の同意を得て指定校変更の許可を出しておりますが、これらのことも含めて、ご意見があれば審議をお願いいたします。

会長：4地区以外から北小学校へ通学を希望している児童はおりますでしょうか？

城間委員：4地区以外の他地区から通学している子がいると聞いております。

事務局（教育指導課長）：4地区以外からも希望はございますが、祖父母の家が近くにあったりと、下校時の安全面で心配がなければ通学は可能だと考えております。

事務局（教育長）：指定校区を広げても、大里南小学校の過密化解消には至らないと思われます。小学校については4キロ以内が通学路の指定範囲となります。特殊な事情により環境が整っているなどの理由があれば指定校変更の対応をしております。

会長：校区再編もなかなか難しいと思われますので、指定校変更の案も出たかと思えます。指定校変更も参考にしながら、他の案も考えていけたらと思えます。分離新設も凡そ9年半の時間を要しますので早急な対策には至らないと思えます。増築も2年半の期間が見込まれます。分離新設と校舎増築の2点について比較し意見をいただければと思えます。

田山委員：校舎増築のほうが現実的かと思っております。児童数の推移を見たときに令和8年度から970名を越してくる予想となっており、現状960名で受け入れが難しい状況で、これ以上は教室が増えていないと受け入れが厳しいと、それを考えると校舎増築の2年半の案が現実的かと思えます。

嶺井委員：校舎増築するにしても指定校区変更は受け入れながらやっていく方向でよろしいでしょうか。校舎増築で受け入れ態勢が整ったら4地区の指定校区変更は解消されるのでしょうか？

内間委員：増築したから指定校区変更の案が無いということでは無く、北小学校へ移動できる環境は整えたほうが良いと考えています。

田山委員：増築が行われても色々な問題が出てくるので、大里北小学校へ移動できる環境は整えたほうが良いかと考えています。

嶺井委員：並行して大里北小学校の通学路の整備もおこなっていただければと思います。

会長：通学路の整備も含め答申書の中に盛り込んでいけたらと考えています。

當間委員：校舎増築場所は審議会では決定はできないですね？

事務局（教育長）：建築の専門家も含めて議論しなくてはいけませんので、どのように対応するのか様々な部分を解決していかなければならないため、現場と学校で調整しながら進めたいと思っています。

会長：増築で進むのであれば、北口から右側、左側など増築の場所については任せたほうが良いかと思っています。

城間委員：子供たちの遊び場についても、確保していただきたいです。

田山委員：遊び場、遊具や菜園もありますので確保していただくよう要望したい。

会長：一番大事なのは、車の出入りも含めた安全面で、教室、学校環境や遊ぶ場、遊具等も含めて増築場所を検討してほしいということによろしいでしょうか。

会長：審議会の結論として校舎増築の案で進めてよろしいでしょうか。

各委員：一同了承

（２）大里南小学校過密解消答申書骨子（案）について

事務局（教育指導課）：（答申書のテンプレート用紙、記入方法について説明）

事務局（教育長）：審議会で話し合われた内容について、事務局でたたき台を作成し次の審議会で、付け加えて頂くという方法もございますがいかがでしょうか。

会長：次の審議会で、たたき台を確認し付け加える部分について審議していきたいと思ます。

各委員：一同了承